

(請求人様)

名古屋市監査委員	ふじた 和 秀
同	中 村 満
同	鈴 木 邦 尚
同	橋 本 博 孔

名古屋市職員措置請求について (通知)

平成 27 年 5 月 27 日に提出された名古屋市職員措置請求 (以下「住民監査請求」という。) について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本件住民監査請求は、地方自治法第 242 条第 1 項及び第 2 項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本件住民監査請求は、月 1 回以上の清掃又は除草を行うことができると認められることが認定の要件の 1 つとなっている街路樹愛護会 (以下「愛護会」という。) に対して、活動していないにもかかわらず、報償金として月額 1,500 円もしくは 3,000 円が支払われているものがあるとして、支出された報償金の返還請求を求めたものである。

ところで、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。

住民監査請求は、違法又は不当な財務会計上の行為等のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは請求できないとされており、また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、違法又は不当な財務会計上の行為等の事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

本件住民監査請求では、平成 26 年 5 月 23 日に支出された報償金の返還請求を求めているが、請求書が提出された平成 27 年 5 月 27 日には当該行為より 1 年を経過している。

つぎに、請求人の主張では、愛護会から本市に提出された報告書に記載されている清掃等の活動日と、当該愛護会の母体となっている老人クラブの活動報告に記載されている清掃等の活動日が一致していないことをもって、当該愛護会が活動していないとしているが、このことだけをもって直ちに活動していないとはいえない。

また、別の愛護会について、本市に提出された報告書ではすべての月に活動したものとして記載されているが、請求人は平成 25 年度途中まで主導的な立場で当該愛護会の活動に携わっていたとしており、自らの指示により清掃等の活動を実施していない月があったと主張しているものの、これを証する書面は添付されていない。

よって、本件は住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)